

黒石市危険空き家等除却事業費補助金の注意事項

- ① 交付決定前に完了した工事、着手した工事、契約した工事は補助の対象となりません。
- ② 補助要件確認のため、書類の提出を追加でお願いする場合があります。
- ③ 申請者、工事見積書及び領収書の宛名など、補助金振込先の口座名義人は全て同じである必要があります。
- ④ 申請書の氏名は、自署又は記名・押印をお願いします。
- ⑤ 解体後は、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、土地の固定資産税等の料金が上がる場合があります。
- ⑥ 書類の提出は、期限を過ぎた場合、補助金が交付されませんのでご注意ください。
- ⑦ 除却した跡地が計画的利用に供されていることを確認するため、利用期間内において年1回以上調査することになります。
- ⑧ 交付要綱に違反したことが確認された場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求められる場合があります。